

衛星データ法制研究TF 活動報告

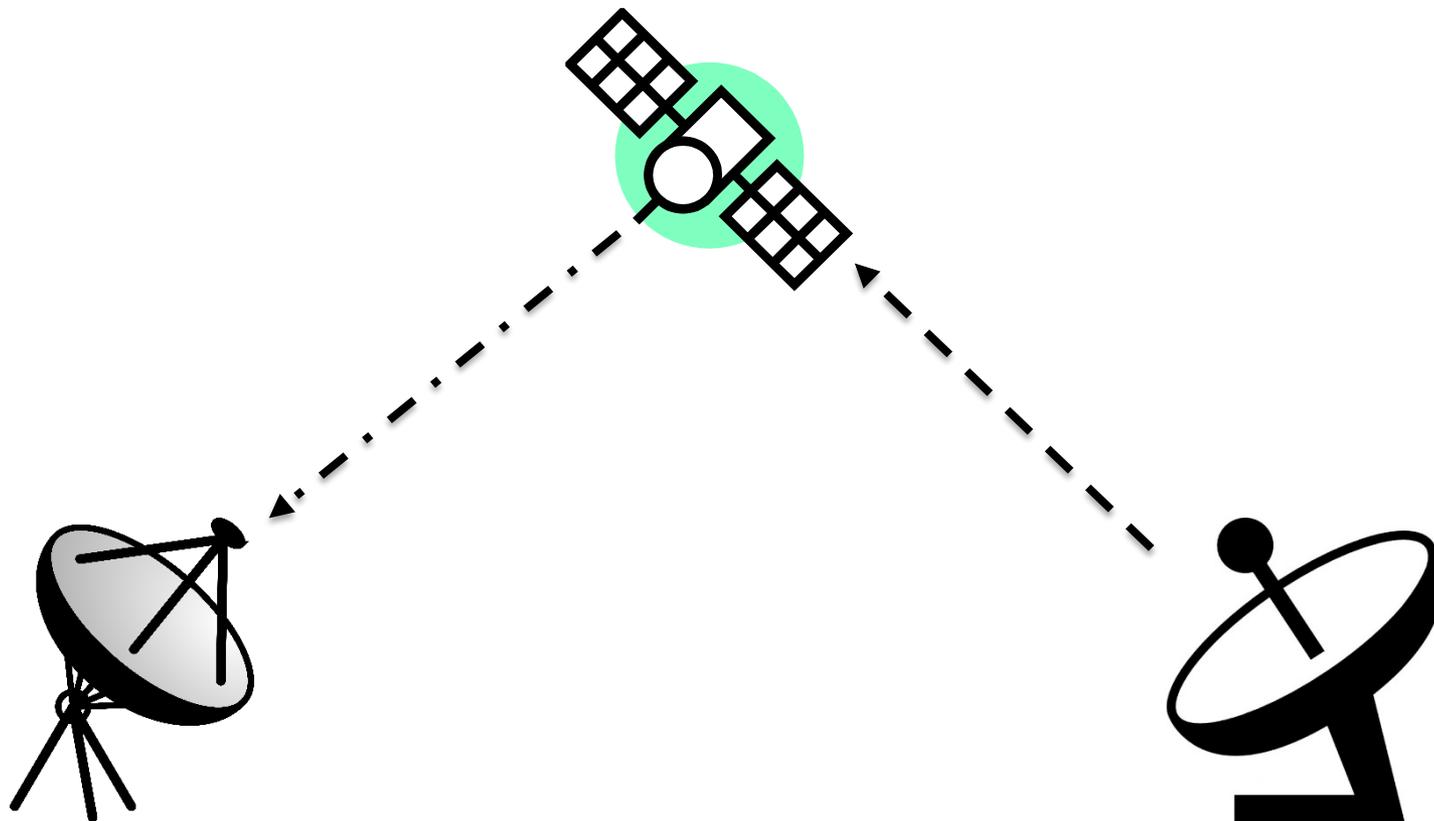
TFの構成

- 主幹理事
 - － 宍戸常寿理事(東京大学法学政治学研究科教授)
- 構成研究員
 - － 小塚荘一郎上席研究員(学習院大学法学部教授)
 - － 上野 達弘上席研究員(早稲田大学法学学術院教授)
 - － 寺田 麻佑席研究員(国際基督教大学教育学部准教授)
 - － 青木 節子氏(慶應義塾大学法務研究科教授)
 - － 大島 日向氏(長島・大野・常松法律事務所弁護士)
 - － 新谷 美保子氏(TMI総合法律事務所弁護士)
 - － 横山 経通氏(森・濱田松本法律事務所弁護士)
 - － (2018年度第3回会合から1名増員)

衛星リモートセンシング法

- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
 - － 平成28年11月成立、平成29年11月施行
- 基本構造
 - － 衛星リモセン装置の使用に許可が必要
 - 許可基準:不正使用防止措置＋安全管理措置
 - 地上設備(操作用無線設備等、受信設備)は許可の対象外
 - ――衛星リモセン装置の許可時に審査(4条2項4号5号)
 - － 衛星リモセン記録保有者の義務
 - リモセン記録の提供の相手方を認定を受けた衛星リモセン記録取扱者等に限定

衛星リモートセンシング事業



衛星リモセン記録
(データ)の受信

衛星リモセン装置
(センサー)の操作

問題意識

- 「衛星リモートセンシングビジネスに関して、データ保護、プライバシー、知的財産権等の情報法的な側面について、検討が必要とされる…。残念ながら、関係する事業者にはそうした意識が乏しく、現在の实用リモートセンシング衛星の分解能では個人情報やプライバシーの問題を生じないという理解が抱かれている。」

衛星リモセン法さえ守っていれば(その適用範囲外で活動すれば)問題はない

現在の技術では個人の容貌を特定できないので、プライバシーの問題は生じない

衛星リモートセンシング法

- 規制の適用範囲

- 一定の閾値(対象物判別精度＝分解能)を超える衛星リモセン装置・衛星リモセン記録に限定(衛星リモセン法施行規則2条)
 - 光学式 分解能 2m以下
 - SAR式 分解能3m以下
- 装置の作動、停止のための「操作用無線設備」の存在(通信能力)が条件(3条)
 - 大学の小型衛星で管制能力がないものは対象外

衛星リモートセンシング法

- 衛星リモセン記録取扱者の認定(21条)
 - － 衛星リモセン記録の性質により区分
 - 解像度(対象物判別精度)
 - 加工による変更の程度
 - 記録後の経過時間

	生データ	標準データ
光学式センサーで記録	解像度2m以下 記録から5年以内	解像度25cm未満
SAR式センサーで記録	解像度3m以下 記録から5年以内	解像度30cm未満

衛星リモートセンシング法

- 衛星リモセン記録保有者の義務
 - － 衛星リモセン記録の提供の制限(18条)
 - 認定を受けた衛星リモセン記録取扱者への提供
 - 許可を受けた衛星リモセン装置使用者への提供
 - 特定取扱機関への提供
 - 国政調査権の行使(議院証言法)、裁判手続、刑事捜査等で命じられた場合
 - 非常事態への対応のため緊急の必要により行う場合

衛星リモセン活動の国際枠組

- 宇宙からの地球リモートセンシングに関する原則 (1986国連総会決議)
 - 第4原則 リモート・センシング活動の自由
 - 被探査国の同意不要
 - 第12原則 データに対するアクセス権
 - 非差別的な条件 = 被探査国の優先権否定
 - データのレイヤによる区別
 - 一次データ (primary data)
 - 処理済みデータ (processed data)
 - 解析された情報 (analyzed information)

データのレイヤとアクセス権

一次データ Primary data	非差別的な 基礎	合理的な価 格条件 ?	民間企業が 収集した データにもア クセス権？	データに対する 収集者の権利？
処理済み データ Processed data	非差別的な 基礎	合理的な価 格条件 ?		
解析された 情報 Analyzed information	(同様の基 礎)	(同様の条 件)	探査国が情 報占有 利用可能で あること	

衛星リモセン活動の国際枠組

- GEOSSデータ共有原則
 - GEOSS (Global Earth Observation System of Systems) : 衛星観測、地上観測を含む複数の観測システムを連携させた包括的な全球地球観測システム
 - 2005年の第3回地球観測サミットで合意(「GEOSS 10年実施計画」策定、その後、2015年に「GEO戦略計画2016-2025」を策定)
 - GEOSS計画を推進する組織(政府間会合) = GEO (Group on Earth Observations)
 - GEOSS内の共有データ、メタデータ、製品につき「完全かつ無制限な交換」(full and open exchange)

衛星リモートセンシング事業

- リモートセンシング＝遠隔探査
 - 光学センサー
 - レーダーセンサー
 - 能動型（合成開口レーダー(SAR)）
 - 受動型

- 1980年代以降、最近まで——「画像販売」ビジネス
- 分解能では航空写真、ドローンに対して劣位（観測の自由という優位性あり）

衛星リモートセンシング事業の変化

- 衛星技術の変化
 - 高分解能の商用観測衛星出現
 - 衛星の小型化により、小型観測衛星のコンステレーションが現実化(衛星システムの分散化)
- 観測衛星の多層構造
 - 科学衛星(長期のデータ蓄積、open & freeで共有)
 - 小型衛星(継続的に観測、変化を発見)
 - 高分解能衛星(変化の解析)
 - 石油備蓄タンクの影——商品先物取引情報として金融関係者向けに販売

衛星リモートセンシング事業の変化

- 衛星データは統合化
 - 地上観測データとの統合、ビッグデータ化
 - クラウド上にデータを保存、解析
 - AWSはAWS Ground Stationサービスをローンチ
 - データストリームとして利用、AIにより解析
 - 「画像販売」ではなく、「データのsubscription」
 - データそのものよりもソリューションが収益源

法律問題へのインプリケーション

- プライバシー(、個人情報)の問題は、リモセン衛星の分解能にかかわらず存在
 - ビッグデータ化されることで個人を識別、特定
- データ／データの集積／解析結果のどの部分を、どのような法制度(契約を含む)で保護するか
 - 産業政策としての視点——open & free政策との関係
- プラットフォーム(クラウド)の利用関係(契約)の重要性